〒《依頼書送付先〒》 《依頼書送付先住所》

環 生 第 118 号 《依頼書発送予定日》

《依頼書送付先名称》 様 (施設《施設 NO》)

静岡県知事 川勝 平太 (公印省略)

浄化槽の使用に当たり必要な維持管理について

このお手紙は、浄化槽を設置・使用されている方々(以下「浄化槽管理者」といいます。)にお送りしております。

さて、昨年度に実施された浄化槽法定検査について、今年度分の受検案内を指定検査機関である(一財)静岡県生活科学検査センターから郵送しましたが、本通知発送時点において申込み確認ができておりません。

浄化槽は、トイレなどから出る水を、きれいな水に処理して河川等に流す装置です。 浄化槽が適正に機能しない場合、汚れたままの水が河川等にそのまま流れ、生活環境 に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、浄化槽管理者は、浄化槽法に基づき、次の3つ全てを行う必要があります。

①法定検査:水質検査、②及び③の実施状況の確認等

- ②保守点検:浄化槽の点検、調整、修理等
- ③清 掃:浄化槽内にたまった汚泥の引抜き等

特に①法定検査は、毎年1回、受検しなければならないものです。

法定検査の詳細等については、同封のリーフレット(「浄化槽の法定検査ってなに?」) を御参照いただき、法定検査の申込みを速やかに行ってください。

なお、本書と行き違いにより、既に法定検査を申し込まれている場合は、御容赦ください。

~法定検査の申込みについて~ · - ·

・ 法定検査を実施するには、(一財)静岡県生活科学検査センターへの申込みが必要 ・ ・ となります。

■ 受検の申込みは、次の①から③のいずれかの方法で行うことができます。

- ① (一財)静岡県生活科学検査センターのホームページ(裏面参照)から申込み
- ② 同封の申し込み書を返信用封筒で郵送
 - ③ 同封の申し込み書をFAX送信(FAX番号:054-621-5450)



1 よくあるご質問

〇 「法定検査」と「保守点検」の違いは?

「法定検査」は<u>浄化槽が正常に働いているかを確認する検査</u>のことです。指定検査機関が、お使いの浄化槽を「外観検査」「水質検査」「書類検査」により公正中立な立場で検査します。検査結果は県に報告することが定められており、それらの情報は公共用水域の保全に活用されます。

一方、「保守点検」は<u>浄化槽の正常な機能を維持する作業</u>のことです。各装置や機器類が正常に稼動し、破損等の不具合がないか等を調べ、異常や故障などを早期に発見、修理し、消毒薬の補充等を行います。

2 お問合せ先

(1) 本通知の内容、浄化槽法に関すること

静岡県〇〇健康福祉センター(静岡県〇〇保健所) 〇〇課

(所在地:〇〇〇〇 電話番号:XXX-XXX-XXXX FAX:XXX-XXX-XXXX)

※転居や家屋の売買等により浄化槽管理者が変更になる場合や、下水道への接続等、 浄化槽を廃止(解体)された場合、浄化槽の使用を休止している場合などには届 出等が必要になりますので、御連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 法定検査に関すること

(一財)静岡県生活科学検査センター 検査推進課

(所在地:焼津市塩津1番地の1 電話番号:054-621-5863 FAX:054-621-5450)

「(一財)静岡県生活科学検査センター」とは

水質検査をはじめ、人と環境に係る様々な検査を行っている機関であり、 静岡県知事が浄化槽法の規定に基づいて、静岡県内で浄化槽の法定検査を 行うことができる者として指定した県内唯一の指定検査機関です。



ホームページ: https://www.shizuokaseikaken.or.jp/sisetu/jouka.html

ホームページ